

1. 当面の対応(「論点整理」とりまとめ後)

【官民連携会議】

- 「論点整理」で明確化された法的考え方や、留意事項、有効な対応方策等について、プラットフォーム向け、事業者向け、ユーザー向け、権利者向けなど名宛先ごとに再編し、官民連携会議における考え方の整理(ガイドライン等)として、速やかに周知。

【民間団体等】

- 関係団体等が定めるガイドラインや契約書ひな型、それらの附属文書等について、必要に応じ、「論点整理」の考え方を取り入れ、規定を整備充実。

※ 例えば、メタバースの空間構築を行う事業者向けの各種ガイドライン、アバターデータの売買契約に係る契約書ひな型・附属文書などに反映

2. 今後のさらなる対応

【官民連携会議】

- 官民連携会議は、「論点整理」で継続的に検討すべきとされた論点や、その後の課題状況に応じた新たな論点について、継続的にフォローアップ。

※ 今後の技術の進展等も注視しつつ、具体的なケースの実態や司法判断の状況、関係者における議論の動向や世論の動向等について、定期的に確認

※ 関係する民間団体、省庁等とも連携を図りながら、必要なもの・可能なものについては、随時考え方を整理して、公表